

情報公開請求書の「請求の理由」欄について

【各都道府県の状況】

平成 14 年 7 月 31 日現在

区 分	該当都道府県
理由記入欄を設けている県（ 7 ）	群馬、富山、岡山、広島、 愛媛、大分、鹿児島
注釈付きで理由記入欄を設けている都県（ 8 ） 【注釈の記載例】 （秋田） 請求された行政文書の特定等の参考を利用するためのものですが、記入については、請求される方の任意です。 （宮城） 請求の目的欄は、請求された行政文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については請求される方の任意です。 （石川） 請求の目的欄は、請求された公文書の特定等の参考を利用するためのものですが、記入については、請求者の任意です。	宮城、秋田、東京、新潟、 石川、熊本、宮崎、沖縄
理由欄を設けていない道府県（ 32 ）	北海道、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、高知、山口、福岡、佐賀、長崎

（注）徳島県、長崎県については、調査日現在、欄の削除を予定しており、「理由欄を設けていない道府県」に含めている。